

証券コード 3474  
2025年3月12日  
(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
G - F A C T O R Y 株式会社  
代表取締役社長 片 平 雅 之

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://g-fac.jp/ir/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 本館42階「高尾」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項  
報告事項

1. 第22期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第22期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
    - ・連結株主資本等変動計算書
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・株主資本等変動計算書
    - ・計算書類の個別注記表

## 事 業 報 告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、人手不足や物価高を背景に、雇用や所得環境が改善したことに加え、インバウンド需要の拡大により緩やかな回復基調が続きました。一方で、世界的な金融引締め、急速な円安の進行や物価上昇等により実質賃金が減少し個人消費が低迷するなど、景気下振れのリスクは大きく、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力取引先である飲食業界におきましては、人流の回復に加え、インバウンド需要の拡大含め、外食需要は総じて堅調に推移いたしました。一方で、人手不足の常態化とともに、人件費やエネルギー価格の上昇、継続する原材料価格の高騰など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

そのような状況下、当社グループは、国内の飲食店をはじめとするサービス業の成長をサポートすることを第一に、「夢をカタチに！和食を世界に！」という企業スローガンを掲げ、日本国内の和食文化を世界の様々な地域へ輸出する架け橋となれるよう努めてまいりました。また、経営サポート事業と飲食事業の連動によって、当社独自の「プラットフォーム」を形成し、両事業を併せ持つことによるシナジー効果で収益を創出するビジネスモデルを確立し、各事業で収益が発生する「名代 宇奈とと」のライセンス展開や、飲食事業で培ったノウハウや課題解決力を活かし、時代と共に変化する飲食店経営のニーズに対応した新サービスの提供を推進してまいりました。さらに、中期展望の実現に向けて、国内及び海外の管理体制強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,348,793千円（前連結会計年度比13.4%増）、営業損失は20,801千円（前連結会計年度は営業損失39,053千円）、経常利益は17,182千円（前連結会計年度は経常損失64,819千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は332,890千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失194,169千円）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

## ① 経営サポート事業

当連結会計年度においては、退店希望顧客や空き物件の情報の入手と出店希望顧客のサポートが進み、契約数を伸ばすことができました。また、外国人材紹介サポートが新たな収益源として売上高の増加に寄与いたしました。一方で、外国人材紹介サポートにおける対象範囲の拡充のため、ミャンマー やインドネシアを中心とした営業人員の増強により人件費が増加しております。

その結果、当セグメントの売上高は2,896,121千円（前連結会計年度比8.6%増）、営業利益は452,539千円（前連結会計年度比5.2%増）となりました。

## ② 飲食事業

当連結会計年度において、当社グループが展開する「名代 宇奈とと」においては、インバウンド需要の高まりから、上野、浅草などのインバウンド店舗において売上高の増加が際立ちました。また、国内及び海外の新店舗の通年寄与により、売上高が増加いたしました。一方で、主に不採算店舗の固定費負担により、利益を圧迫しました。

その結果、当セグメントの売上高は、3,452,672千円（前連結会計年度比17.8%増）、営業利益は94,861千円（前連結会計年度比326.9%増）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、下記のとおりであります。

区分	第21期（前連結会計年度） (2023年12月期)		第22期（当連結会計年度） (2024年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
経営サポート事業	千円 2,667,266	% 47.6	千円 2,896,121	% 45.6	千円 228,855	% 8.6
飲食事業	2,930,969	52.4	3,452,672	54.4	521,702	17.8
合計	5,598,235	100.0	6,348,793	100.0	750,558	13.4

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、206,363千円であり、その主なものは、顧客及び当社グループの出店店舗の内装設備等であります。

なお、セグメント別の設備投資額は、次のとおりであります。

区分	設備投資額(千円)
経営サポート事業	45,350
飲食事業	142,792
全社(共通)	18,219
合計	206,363

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とした上で、継続的な成長の実現と企業価値向上のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

### ① 原材料の確保と原価管理について

当社グループは、米、野菜等の食品を扱っているため、食材不足又は食材価格高騰の影響を受ける可能性があります。また、市場価格や為替相場の変動により仕入価格が高騰し、売上原価が上昇する可能性もあります。

引き続き、調達ルートの複数確保などにより、原材料の安定的な確保と原価率の上昇の防止に取り組んでまいります。

### ② 外国人紹介サポートについて

当社グループでは、飲食業界の慢性的な人手不足の解消のため、特定技能制度を活用した外国人材の紹介及び支援サービスを行っております。当該サービスを行う際には、職業安定法、特定技能制度にかかる法制度及び関連省庁の指針に基づく必要がありますが、法制度や指針に改定や変更がある場合には、売上高の低下あるいはコストが増加する可能性があります。また、国際トラブル等何等かの理由により外国人の入国制限がかかり、外国人求職者を十分に集客できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、法制度等の改定や変更の動向を迅速に把握し、適切に対応してまいります。また、外国人求職者の対象国を拡大し、バランスの取れた人材ポー

トフォリオを形成してまいります。

③ 人材の確保及び育成、能力向上及び定着化について

当社グループは、比較的少数の従業員で業務を推進していることから、今後の人材獲得競争の激化、人材採用の難化等による労働力不足に対して、策を講じていく必要があると考えております。当社グループでは、従業員一人一人が当社グループの理念、目的を理解し、共感し、業務に邁進できる環境を整備することで各々の生産性を向上させるとともに、様々な形態での働き方を受け入れていくための制度や仕組みの整備を行ってまいります。

また、能力向上及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むなど、従業員にとって働き甲斐のある会社を目指してまいります。

④ コンプライアンス体制の充実について

当社グループは、コンプライアンス体制に関して当社グループの規模に見合う管理体制を整えておりますが、今後の事業拡大、組織拡大に伴い、より適切な管理体制を構築するための策を講じていく必要があると考えております。当社グループの行動規範及び基本行動方針の周知徹底及び体制基盤の充実・強化に向け、隨時見直しを行ってまいります。

⑤ 内部統制システムの強化について

当社グループは、2024年12月31日現在で、取締役2名、監査等委員である取締役3名、従業員340名（アルバイトを除く）となっており、経営管理体制もこの規模に見合うものになっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全役職員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

⑥ 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示、異物混入の問題などもあり、以前にも増して食の安全を保つことが求められております。当社グループの各店舗では、「管理マニュアル」に基づき衛生管理を徹底しており、店舗管理体制の抜き打ち検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながらさらに衛生管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	3,641,946	4,735,437	5,598,235	6,348,793
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△14,221	213,791	△64,819	17,182
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	292,941	271,490	△194,169	△332,890
1株当たり当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	45.26	41.91	△29.97	△51.24
総資産(千円)	4,672,117	4,879,292	4,557,493	4,365,339
純資産(千円)	1,541,154	1,903,243	1,727,972	1,463,778

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 収益認識に関する会計基準を第20期から適用しており、第20期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	2,962,181	3,487,434	4,103,320	5,444,190
経常利益(千円)	180,853	257,197	267,667	322,513
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	221,280	274,266	163,989	△269,705
1株当たり当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	34.18	42.34	25.31	△41.52
総資産(千円)	4,993,465	5,075,211	5,056,358	4,936,866
純資産(千円)	1,949,965	2,237,626	2,362,401	2,132,831

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 収益認識に関する会計基準を第20期から適用しており、第20期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は、G F C 株式会社であり、同社は当社の株式を3,523,780株（議決権比率54.10%）を保有しています。当社の代表取締役は、同社の取締役を兼務しております。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (間接所有割合)	主要な事業内容
GF CAPITAL PTE, LTD.	千シンガポールドル 7,869	100.00%	経営サポート事業 飲食事業
GF CAPITAL(THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 2,000	73.99% (73.99%)	経営サポート事業
GF CAPITAL(VIETNAM) CO., LTD.	百万ドン 20,274	100.00% (100.00%)	経営サポート事業 飲食事業
GF CONSULTING (THAILAND)CO., LTD.	千バーツ 2,000	49.00% (49.00%)	経営サポート事業

(注) 従来より連結子会社としていた株式会社M. I. T.については、2024年4月1日付で当社が同社を吸収合併したことにより解散いたしました。

## (7) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
経 営 サ ポ ー ト 事 業	飲食店等を中心としたサービス業の出退店サポート及び外国人材紹介サポート等を行っております。
飲 食 事 業	飲食店「名代 宇奈とど」「中目黒いぐち」等の直営店を54店舗運営しております。「名代 宇奈とど」のライセンス加盟店は195店舗であります。

## (8) 主要な営業所

### ① 当社

区 分	所 在 地
経 営 サ ポ ー ト 事 業	東京都新宿区、大阪府大阪市、福岡県福岡市
飲 食 事 業	東京26店舗、神奈川1店舗、大阪6店舗、京都1店舗、福岡10店舗

### ② 子会社

区 分	所 在 地
経 営 サ ポ ー ト 事 業	シンガポール、タイ、ベトナム
飲 食 事 業	ベトナム7店舗、シンガポール3店舗

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
340名	50名増

(注) 上記従業員数のほか、167名の臨時従業員がおります。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	111名増	30.8歳	1.10年

(注) 1. 従業員数のほか、49名の臨時従業員がおります。

2. 従来より連結子会社としていた株式会社M. I. Tを、2024年4月1日付で当社が吸收合併したことにより、従業員数が増加し、平均勤続年数が下がっております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	487,060千円
株式会社日本政策金融公庫	443,640千円
株式会社三井住友銀行	7,013千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,816,500株（自己株式300,000株を含む）

(3) 株主数 8,941名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
G F C 株式会社	3,523,780株	54.07%
片平雅之	826,220株	12.68%
阪和興業株式会社	200,000株	3.07%
田口由香子	175,100株	2.69%
鎌仲順子	67,500株	1.04%
株式会社SBI証券	54,468株	0.84%
J P モルガン証券株式会社	50,700株	0.78%
花井栄治	40,700株	0.62%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	28,918株	0.44%
G - F A C T O R Y 役員持株会	26,793株	0.41%

（注）1. 当社は、自己株式を300,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権に関する重要な事項

決議年月日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 10 当社子会社従業員 6
新株予約権の数（個）	1,700(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 170,000(注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	340(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年4月1日 至 2032年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 340 資本組入額 171
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 新株予約権の発行時（2024年3月29日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行

または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同様。）から求められる調整後EBITDA が、一度でも700百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における調整後EBITDA の判定に際しては、営業利益に第4回新株予約権及び本新株予約権に関わる株式報酬費用、減価償却費、のれん償却額、及び長期前払費用償却額を加算した額をもって判定するものとする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
  - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以

下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	片 平 雅 之	GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director GFC株式会社 代表取締役 GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD. Managing Director GF CAPITAL(VIETNAM)CO., LTD. General Director GF CONSULTING(THAILAND)CO., LTD. Managing Director
専務取締役	田 口 由香子	管理本部長 GF CAPITAL PTE. LTD. Director GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD. Director GF CAPITAL(VIETNAM)CO., LTD. Director GF CONSULTING(THAILAND)CO., LTD. Director
取締役（常勤監査等委員）	鎌 仲 順 子	
取締役（監査等委員）	安 田 正 利	株式会社ヤスマネージメント 代表取締役 有限会社芙蓉俱楽部 取締役 ヤスマAMパートナーズ合同会社 代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	加 藤 達 也	新創監査法人 パートナー 前澤化成工業株式会社 監査役 日本公認会計士協会 相談役

(注) 1. 取締役安田正利氏、取締役加藤達也氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査等委員の選定及びその理由

当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報聴取及び日常業務の監督による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鎌仲順子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

同氏は、当社並びに他社において財務・会計部門に長期間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

3. 監査等委員安田正利氏は、事業会社の代表取締役であり、金融機関に長期間勤務した経験を持つなど、豊富な経営管理に関する知見を有するものであります。

4. 加藤達也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識と幅広い経験を有するものであります。

5. 当社は、取締役安田正利氏、取締役加藤達也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、あらかじめ定めた金額又は同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するためであります。なお、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員等がその業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針について取締役会において決議しており、以下のように定めています。

#### (基本方針)

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づくものとする。
- ・各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する。
- ・業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、継続的な企業価値向上に資するものとする。
- ・業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう決定する。
- ・報酬の額及びその算定方法に関する方針の決定権限は、独立社外取締役が出席する取締役会が有する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うものとする。

#### (報酬体系)

- ・業務執行取締役の報酬は、その取締役が職務に専念できるように月例定額の固定報酬とする。

- ・監査等委員の報酬は、独立性に配慮し、職責及び常勤・非常勤を反映した固定報酬とする。
- ・固定報酬以外の報酬（業績連動報酬、自社株報酬、退職慰労金制度等）については現時点では導入していないが、基本方針に基づき継続して検討する。

#### （報酬決定の手続）

##### 取締役（監査等委員を除く）

- ・株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲で決定する。
- ・各取締役の報酬額は、役位、職務範囲、貢献度などを総合的に勘案し算定する。
- ・管理本部にて立案された報酬案を基に代表取締役社長及び管理部門担当取締役がその内容を精査し、取締役会へ提出する議案を決定する。
- ・独立社外取締役が協議に加わった、透明性と公正性を確保した取締役会決議により決定する。

##### 監査等委員である取締役

- ・株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で決定する。
- ・各監査等委員である取締役の報酬等の決定権限は監査等委員会が有しております、監査等委員である取締役の協議により決定する。

個人別の報酬額については、上述の決定方針に基づき株主総会において承認を受けた報酬枠の範囲内で決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において年額220,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名（うち、社外取締役0名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）であります。

### ③取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	2名 (一名)	42,000千円 (一千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (3名)	16,800千円 (9,600千円)
合計	6名	58,800千円

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）2名、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）であります。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役（監査等委員）	安田 正利	株式会社ヤスダマネージメント 代表取締役 有限会社芙蓉俱楽部 取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社 代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント 代表取締役社長
社外取締役（監査等委員）	加藤 達也	新創監査法人 パートナー 前澤化成工業株式会社 監査役 日本公認会計士協会 相談役

(注) 当社と、株式会社ヤスダマネージメント、有限会社芙蓉俱楽部、ヤスダAMパートナーズ合同会社、株式会社虎ノ門アセットマネジメント、新創監査法人、前澤化成工業株式会社、日本公認会計士協会との間には、特別の利害関係はありません。

### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役（監査等委員）	安田 正利	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に金融機関で培った豊富な経験と幅広い見識から財務、会計及び内部統制等について発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員）	加藤 達也	2024年3月28日に就任してから開催された取締役会9回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からコーポレート・ガバナンスの強化等について発言を行っております。 また、2024年3月28日に就任してから開催された監査等委員会9回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

應和監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるGF CAPITAL PTE. LTD.、GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD.、GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. 及びGF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の選定に際しては、監査等委員会が規定する「会計監査人の選任等の決定の方針」に照らし合わせ、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていることなど、総合的に判断し選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年6月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。また、2020年3月の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、一部改定しております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、経営理念である『成長を志す人財』と『変革（挑戦）を志す組織（企業）』とともに、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念に則った「G-FAC T O R Y行動規範」「G-FAC T O R Y基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ・取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。
  - ・リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。組織は、管理本部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査等委員、内部監査人、各部の担当取締役及び部長で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査等委員会及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
  - ・リスクコンプライアンス委員会は活動を定期的に取締役会に報告する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
  - ・反社会的勢力の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間とする。
  - ・取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行うものとする。  
その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
  - ・内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。
  - ・大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である、管理本部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。
  - ・リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
  - ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門ごとの業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
  - ・取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。上記各事項に関する、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「G-FAC T O R Y行動規範」「G-FAC T O R Y基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、全ての役職員に対し周知徹底する。
  - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
  - ・コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。

- ・コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - ・管理本部担当取締役は、監査等委員会が求めた場合その他必要な場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
  - ・監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けないこととする。
- ⑦ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社における取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月1回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。
  - ・子会社における損失の危険の管理に関する体制

当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ・子会社を含めたリスク管理を担当する機関

リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかる課題・対応策を審議する。
  - ・子会社における取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査

等委員会に報告するものとする。

- ⑨ 監査等委員会への報告及び報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社及び子会社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、監査等委員会から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。
  - ・監査等委員である取締役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査等委員である取締役の業務執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ・監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の綿密な連携を図ることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ・反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
  - ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また、取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会的勢力でないことを確認する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催しており、経営上の重要事項を決定しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

取締役会の資料及び議事録は法令及び「文書管理規程」に基づき、セキュリティの確保された場所で保管及び管理を行っております。

### ③ 取締役（監査等委員）の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、監査等委員相互の意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の綿密な連携を行っております。

④ リスク管理について

不測の事態や危機の発生時における損失を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を周知徹底し、リスク管理を行っております。

⑤ コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止、リスク確認を行うため、「G-F A C T O R Y 行動規範」「G-F A C T O R Y 基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を周知徹底するとともに、「リスクコンプライアンス委員会」を定期的に開催しております。

⑥ 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な政策の一つとして位置づけ、内部留保の充実と事業拡大のための投資により、企業価値の向上を図ることが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。一方で、株主の皆様への利益還元につきましても経営の重要な政策と捉えております。

今後の配当に関しては、会社の業績に鑑み、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定ですが、将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

---

(注)この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,081,921	流動負債	1,107,745
現金及び預金	1,454,488	買掛金	168,055
売掛金	206,562	1年内返済予定の長期借入金	156,972
リース投資資産	39,836	未払法人税等	22,664
商品	73,059	その他の	760,054
前払費用	254,836	固定負債	1,793,815
その他の	53,253	長期借入金	780,741
貸倒引当金	△115	繰延税金負債	5,869
固定資産	2,283,417	長期預り保証金	904,961
有形固定資産	709,675	長期前受収益	98,430
建物及び構築物	660,817	その他の	3,813
建設仮勘定	1,500	負債合計	2,901,560
その他の	47,357	純資産の部	
無形固定資産	18,940	株主資本	1,215,016
その他の	18,940	資本金	53,460
投資その他の資産	1,554,802	資本剰余金	633,283
投資有価証券	5,438	利益剰余金	772,206
繰延税金資産	255,524	自己株式	△243,933
差入保証金	1,219,217	その他の包括利益累計額	159,934
その他の	76,589	その他有価証券評価差額金	629
貸倒引当金	△1,967	為替換算調整勘定	159,304
		新株予約権	71,557
		非支配株主持分	17,269
資産合計	4,365,339	純資産合計	1,463,778
		負債・純資産合計	4,365,339

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売 売	上 原 上	高 価	6,348,793
販 売 売	費 及 売	利 管	3,288,578
営 営 営	業 及 び	益 理	3,060,215
業 営 営	業 損	費 失	3,081,017
外 収 益			20,801
受 取 利		息	412
受 取 配	當	金	192
為 替 差		益	37,652
そ の の		他	7,273
業 外 費 用			45,531
支 払 利		息	7,146
そ の の		他	400
経 常 利		益	7,547
特 別 利 益			17,182
固 定 資 産 売 却		益	507
違 約 金 収 入			1,088
受 取 和 解 金			10,843
特 別 損 失			12,440
固 定 資 産 除 却		損	1,352
減 損 損		失	418,538
和 解 金			8,166
訴 訟 関 連 損 失			13,857
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			441,914
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			412,292
法 人 税 等 調 整 額			65,314
当 期 純 損 失			△144,493
非 支 配 株 主 に 歸 属 す る 当 期 純 損 失			△79,179
親 会 社 株 主 に 歸 属 す る 当 期 純 損 失			333,113
			222
			332,890

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,357	630,180	1,105,097	△243,933	1,541,702
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,102	3,102			6,205
親会社株主に帰属する当期純損失			△332,890		△332,890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,102	3,102	△332,890	—	△326,685
当期末残高	53,460	633,283	772,206	△243,933	1,215,016

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	894	132,119	133,013	37,362	15,893	1,727,972
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						6,205
親会社株主に帰属する当期純損失						△332,890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△264	27,184	26,920	34,195	1,376	62,491
当期変動額合計	△264	27,184	26,920	34,195	1,376	△264,193
当期末残高	629	159,304	159,934	71,557	17,269	1,463,778

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称 GF CAPITAL PTE. LTD.

GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD.

GF CAPITAL(VIETNAM)CO., LTD.

GF CONSULTING(THAILAND)CO., LTD.

従来より連結子会社としていた株式会社M. I. Tについては、2024年4月1日付で当社が同社を吸収合併しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず、関連会社としなかった当該他の会社等の名称

R3 BANGKOK CO., LTD.

(関連会社としなかった理由)

出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社に含めておりません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### a その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a. 商品

主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

各事業における主要なサービス・サポートに係る履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 経営サポート事業

・物件情報サポート

店舗物件のサブリース及び店舗設備の販売等を行っております。

サブリースについては、サブリース契約等に基づき、サービスを提供した時点において履行義務が充足されることから、サービス提供時点で収益認識しております。

店舗設備の販売については、売買契約に基づき、店舗設備を顧客に引渡した時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

・内装設備サポート

顧客が希望する店舗設備を当社グループが購入しリース会社へ販売する

のと同時に顧客とリース会社間のリース契約締結をサポートする「リースサポート」及び店舗設備のリースや割賦販売を行う「GFリース」の2つの商品を提供しております。

リースサポートについては、顧客とリース会社間のリース契約締結を支援するサービスであることから、設備等の購入代金と販売代金の差額をサービスの取引価格としております。また、リース会社への引渡と同時に行われるリース契約締結時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

GFリースについては、リース取引の場合には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。割賦販売の場合には、売買契約に基づき、設備等を顧客に引渡した時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

#### ・まるごとサポート

出店に伴う物件及び店舗設備を一つのパッケージとして提供するサービスです。アレンジメントフィーとして受け取る契約金とサービス利用料等を対価として受け取ります。

契約金については、当該契約を締結した時点において履行義務が充足されることから、契約締結時点で収益認識しております。

サービス利用料等については、当該契約に基づき、サービスを提供した時点において履行義務が充足されることから、サービス提供時点で収益認識しております。

#### ・その他サポート

事業の規模及び重要性の観点より、個別に区分していないサービスをその他サポートに含めており、主な内容は以下のとおりであります。

顧客がASEANを中心とした海外進出を行う際、進出パッケージとして市場調査、会社設立、口座開設支援等を行います。サービス利用料については、サービスを提供した時点において履行義務が充足されることから、サービス提供時点で収益認識しております。

当社グループの飲食事業で展開する「名代 宇奈とと」のライセンス店の出店支援を行っています。契約締結に係る加盟金について、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、契約期間に按分して収益認識しております。

外国人材の紹介及び入社後の顧客及び紹介人材の支援サービスを行っております。紹介手数料については、入社時に履行義務が充足されることから、入社時に収益認識しております。また、入社後の支援サービスについては、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、契約期間に按

分して収益認識しております。なお、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。

日本食の料理人を育成することを目的に、職人養成スクール「飲食塾」を運営しております。入学金及び受講料については、受講期間にわたって履行義務が充足されることから、受講期間に按分して収益認識しております。

#### □. 飲食事業

当社グループは飲食店を運営しており、店舗において商品・サービスを提供しております。

顧客に商品・サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該商品・サービスの提供時点で収益認識しております。

また、「名代 宇奈とと」のライセンス店に対する食材販売などの収益は契約に基づき食材などを引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ロイヤリティ収入については、フランチャイズ契約に基づき、発生時点等を考慮して収益を認識しております。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### イ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

##### □. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
繰延税金資産	255,524
繰延税金負債	5,869

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画において、収益についてはストック収益額、人材紹介数及び店舗数等を、費用については原価、人件費、地代等の経費を重要な指標と捉え、それぞれについて一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
有形固定資産	709,675
無形固定資産	18,940
投資その他の資産	19,875
減損損失	418,538

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フロー又は使用価値の見積りで使用す

る将来キャッシュ・フローは、主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画において、収益についてはストック収益額、人材紹介数及び店舗数等を、費用については原価、人件費、地代等の経費を重要な指標と捉え、それぞれについて一定の仮定に基づき予測しております、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 970,148千円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都新宿区	塾施設	建物及び構築物	28,164
		その他 (有形固定資産)	2,633
		差入保証金	1,057
福岡県福岡市	飲食施設	建物及び構築物	245,671
		その他 (有形固定資産)	42,415
		差入保証金	14,047
シンガポール	飲食直営店舗 (1店舗)	建物及び構築物	32,445
		差入保証金	1,602
ベトナム	飲食直営店舗 (1店舗)	建物及び構築物	2,165
		その他 (有形固定資産)	44,920
		差入保証金	296
		その他 (投資その他の資産)	3,119

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗で、今

後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び処分予定資産は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

#### 減損損失の内訳

建物及び構築物	308,446千円
その他（有形固定資産）	89,969千円
差入保証金	17,003千円
その他（投資その他の資産）	3,119千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は、使用価値より測定しており、正味売却価額については、売却予定価額を使用して評価しております。また、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	6,816,500株
------	------------

### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	543,000株
------	----------

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経営サポート事業におけるリース資産購入などを当社グループの事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場会社の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及びM&A・設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で6年後であります。預り保証金は、経営サポート事業に属する物件情報サポート等、飲食事業の店舗運営のためであり、償還日においては、最長で10年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許の流動性について、連結売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
リース投資資産 貸倒引当金（※1）	39,836		
	△115		
投資有価証券 その他有価証券	39,721	35,745	△3,975
	5,438	5,438	-
差入保証金	1,219,217	1,192,669	△26,547
資産計	1,264,376	1,233,853	△30,523
長期借入金	780,741	763,345	△17,395
長期預り保証金	904,961	866,643	△38,317
負債計	1,685,702	1,629,988	△55,713

(※1) リース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,438	-	-	5,438
資産計	5,438	-	-	5,438

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	35,745	-	35,745
差入保証金	-	1,192,669	-	1,192,669
資産計	-	1,228,415	-	1,228,415
長期借入金	-	763,345	-	763,345
長期預り保証金	-	866,643	-	866,643
負債計	-	1,629,988	-	1,629,988

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

元金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期預り保証金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	経営サポート事業	飲食事業	計		
物件情報サポート	2,328,098	–	2,328,098	–	2,328,098
内装設備サポート	47,895	–	47,895	–	47,895
まるごとサポート	247,708	–	247,708	–	247,708
その他サポート	272,419	–	272,419	–	272,419
飲食事業	–	3,452,672	3,452,672	–	3,452,672
顧客との契約から生じる収益	2,896,121	3,452,672	6,348,793	–	6,348,793
外部顧客への売上高	2,896,121	3,452,672	6,348,793	–	6,348,793

### (2) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、各商品及びサービスにおける対価は、履行義務を充足した時点から、概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (期首)	当連結会計年度 (期末)
前受金	67,382	86,378
前受収益	177,391	190,143
長期前受収益	124,550	98,430
契約負債合計	369,324	374,952

契約負債は、主に経営サポート事業において履行義務充足前に顧客から受け取った前受金、前受収益、長期前受収益であり、収益の認識に伴い、取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、301,437千円です。

連結貸借対照表上、前受金及び前受収益は流動負債の「その他」に含まれております。長期前受収益は固定負債に計上しております。

② 残存する履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、当初に予想される契約期間が1年以内の契約等であるため、また契約期間が1年超にわたる一部の契約等は「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第19項に従って収益を認識しているため、これらは実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	211円00銭
(2) 1株当たり当期純損失	51円24銭

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,820,169</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,027,727</b>
現金及び預金	1,197,615	買掛金	142,046
売掛金	203,115	1年以内返済予定の長期借入金	156,972
リース投資資産	39,836	未払金	95,197
商品	59,748	未払費用	149,620
貯蔵品	3,233	未払法人税等	22,664
前渡金	6,700	前受金	82,184
前払費用	220,256	預り金	40,700
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	32,149	前受収益	190,122
その他の	57,627	その他の	148,218
貸倒引当金	△115	<b>固定負債</b>	<b>1,776,307</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,116,696</b>	長期借入金	780,741
<b>有形固定資産</b>	<b>551,007</b>	長期預り保証金	897,136
建物	512,019	長期前受収益	98,430
構築物	487	<b>負債合計</b>	<b>2,804,035</b>
工具、器具及び備品	37,000	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	1,500	<b>株主資本</b>	<b>2,060,644</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>18,940</b>	資本金	53,460
ソフトウエア	14,000	資本剰余金	680,915
ソフトウエア仮勘定	4,939	資本準備金	339,687
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,546,749</b>	その他資本剰余金	341,227
投資有価証券	5,438	利益剰余金	1,570,202
関係会社株式	654,683	その他利益剰余金	1,570,202
出資金	40	繰越利益剰余金	1,570,202
関係会社長期貸付金	448,456	<b>自己株式</b>	<b>△243,933</b>
破産更生債権等	1,967	評価・換算差額等	629
長期前払費用	35,844	その他有価証券評価差額金	629
繰延税金資産	236,687	<b>新株予約権</b>	<b>71,557</b>
差入保証金	1,165,598	<b>純資産合計</b>	<b>2,132,831</b>
貸倒引当金	△1,967	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,936,866</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,936,866</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**  
 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			5,444,190
売 上 原 価			3,099,132
売 上 総 利 益			2,345,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,088,754
當 業 利 益			256,302
當 業 外 収 益			
受 取 利 息		11,753	
受 取 配 当 金		192	
為 替 差 益		57,805	
そ の 他		3,702	73,454
當 業 外 費 用			
支 払 利 息		7,146	
そ の 他		97	7,244
經 常 利 益			322,513
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		99	
違 約 金 収 入		1,088	
受 取 和 解 金		10,773	11,962
特 別 損 失			
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損		330,194	
減 損 損 失		333,990	
固 定 資 産 除 却 損		1,352	
和 解 金		8,166	
訴 訟 関 連 損 失		13,857	687,561
税 引 前 当 期 純 損 失			353,085
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		63,934	
法 人 税 等 調 整 額		△147,314	△83,380
当 期 純 損 失			269,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,357	336,585	341,227	677,812	1,839,907	1,839,907
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	3,102	3,102		3,102		
当期純損失					△269,705	△269,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,102	3,102	—	3,102	△269,705	△269,705
当期末残高	53,460	339,687	341,227	680,915	1,570,202	1,570,202

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△243,933	2,324,144	894	894	37,362	2,362,401
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		6,205				6,205
当期純損失		△269,705				△269,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△264	△264	34,195	34,195
当期変動額合計	—	△263,500	△264	△264	34,195	△229,570
当期末残高	△243,933	2,060,644	629	629	71,557	2,132,831

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### イ. 商品

主として最終仕入原価法

###### ロ. 貯蔵品

主として先入先出法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～18年
----	-------

構築物	10～20年
-----	--------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

各事業における主要なサービス・サポートに係る履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 経営サポート事業

##### イ. 物件情報サポート

店舗物件のサブリース及び店舗設備の販売等を行っております。

サブリースについては、サブリース契約等に基づき、サービスを提供した時点において履行義務が充足されることから、サービス提供時点で収益認識しております。

店舗設備の販売については、売買契約に基づき、店舗設備を顧客に引渡した時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

##### ロ. 内装設備サポート

顧客が希望する店舗設備を当社が購入しリース会社へ販売するのと同時に顧客とリース会社間のリース契約締結をサポートする「リースサポート」及び店舗設備のリースや割賦販売を行う「GFリース」の2つの商品を提供しております。

リースサポートについては、顧客とリース会社間のリース契約締結を支援するサービスであることから、設備等の購入代金と販売代金の差額をサービスの取引価格としております。また、リース会社への引渡と同時に行われるリース契約締結時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

GFリースについては、リース取引の場合には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。割賦販売の場合は、売買契約に基づき、設備等を顧客に引渡した時点において履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識しております。

##### ハ. まるごとサポート

出店に伴う物件及び店舗設備を一つのパッケージとして提供するサービスです。アレンジメントフィーとして受け取る契約金とサービス利用料等

を対価として受け取ります。

契約金については、当該契約を締結した時点において履行義務が充足されることから、契約締結時点で収益認識しております。

サービス利用料等については、当該契約に基づき、サービスを提供した時点において履行義務が充足されることから、サービス提供時点で収益認識しております。

## 二. その他サポート

事業の規模及び重要性の観点より、個別に区分していないサービスをその他サポートに含めており、主な内容は以下のとおりであります。

当社の飲食事業で展開する「名代 宇奈とと」のライセンス店の出店支援を行っています。契約締結に係る加盟金について、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、契約期間に按分して収益認識しております。

外国人材の紹介及び入社後の顧客及び紹介人材の支援サービスを行っています。紹介手数料については、入社時に履行義務が充足されることから、入社時に収益認識しております。また、入社後の支援サービスについては、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、契約期間に按分して収益認識しております。なお、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。

日本食の料理人を育成することを目的に、職人養成スクール「飲食塾」を運営しております。入学金及び受講料については、受講期間にわたって履行義務が充足されることから、受講期間に按分して収益認識しております。

### ② 飲食事業

当社は飲食店を運営しており、店舗において商品・サービスを提供しております。

顧客に商品・サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該商品・サービスの提供時点で収益認識しております。

また、「名代 宇奈とと」のライセンス店に対する食材販売などの収益は契約に基づき食材などを引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ロイヤリティ収入については、フランチャイズ契約に基づき、発生時点等を考慮して収益を認識しております。

## (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 總延税金資産

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
総延税金資産	236,687

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

総延税金資産については、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックルスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画において、収益についてはストック収益額、人材紹介数及び店舗数等を、費用については原価、人件費及び地代等の経費を重要な指標と捉え、それぞれについて一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の総延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
有形固定資産	551,007
無形固定資産	18,940
投資その他の資産	13,969
減損損失	333,990

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フロー又は使用価値の見積りで使用する将来

キャッシュ・フローは、主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画において、収益についてはストック収益額、人材紹介数及び店舗数等を、費用については原価、人件費及び地代等の経費を重要な指標と捉え、それぞれについて一定の仮定に基づき予測しております、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

### (3) 関係会社投融資の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
関係会社株式	654,683
1年以内回収予定の関係会社長期貸付金	32,149
関係会社長期貸付金	448,456

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、事業計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社貸付金については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画において、収益についてはストック収益額、人材紹介数及び店舗数等を、費用については原価、人件費及び地代等の経費を重要な指標と捉え、それぞれについて一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	766,499千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	20,479千円
短期金銭債務	14,752千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	76,888千円
売上原価	88,255千円
営業取引以外の取引による取引高	11,642千円

#### (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都新宿区	塾施設	建物	28,164
		工具、器具及び備品	2,633
		差入保証金	1,057
福岡県福岡市	飲食施設	建物	237,110
		構築物	8,560
		工具、器具及び備品	42,415
		差入保証金	14,047

当社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び処分予定資産は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

#### 減損損失の内訳

建物	265,275千円
----	-----------

構築物	8,560千円
工具、器具及び備品	45,048千円
差入保証金	15,105千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は、使用価値により測定しており、正味売却価額については、売却予定価額を使用して評価しております。また、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	300,000株
------	----------

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	1,454千円
長期前受収益	34,047千円
長期前払費用	22,841千円
貸倒引当金	340千円
減損損失	168,385千円
資産除去債務	14,815千円
未払費用	9,578千円
その他	373千円
繰延税金資産小計	251,835千円
評価性引当額	△14,815千円
繰延税金資産合計	237,020千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△333千円
繰延税金負債合計	△333千円
繰延税金資産純額	236,687千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 M. I. T	直接 100.0%	業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注) 1	2,118	—	—
	GF CAPITAL PTE. LTD.	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	32,149
				利息の受取 (注) 1		関係会社長期貸付金	448,456
					9,523	未収入金	2,334

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 316円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 41円52銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (子会社への増資)

当社は、2025年1月28日開催の取締役会において、将来の資金需要に対応するため、当社の100%連結子会社であるGF CAPITAL PTE., LTD.への増資を決議し、214百万円の払込を完了しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

G-FAC TORY株式会社  
取締役会 御中

#### 應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小池 将史

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝

業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、G-FAC TORY株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G-FAC TORY株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

G-FAC TORY株式会社  
取締役会 御中

#### 應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小池 将史  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、G-FAC TORY株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

G-FAC T O R Y 株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 錬仲 順子 (印)  
監査等委員 安田 正利 (印)  
監査等委員 加藤 達也 (印)

(注) 監査等委員安田正利及び加藤達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（条文省略） (目的)	第1条（条文省略） (目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1)～(37)（現行通り） (新設)	第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1)～(37)（現行通り） <u>(38)建築物の清掃業務および店舗設備の 保守管理、メンテナンス業務</u> <u>(39)損害保険の代理および生命保険の募集に 関する業務</u> <u>(40)家具、家庭用電化製品、寝具類、日用品 雑貨のリース、レンタルおよび販売</u> <u>(41)前各号に付帯する一切の業務</u>
<u>(38)前各号に付帯する一切の業務</u>	

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>片 平 雅 之 (1975年1月15日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1993年4月 (株)神戸製鋼所入社 1996年9月 (株)シティズ入社 2002年1月 フューチャークリエイト(株) (現 店舗流通ネット(株))入社 2002年9月 (有)ガーデン設立入社 2003年4月 (株)GDN共同代表取締役就任 2003年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2015年3月 GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director就任 (現任) 2017年1月 GFC(株)代表取締役就任 (現任) 2017年5月 GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2018年10月 GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. General Director就任 (現任) 2019年1月 GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2019年3月 (株)M. I. T取締役就任 2020年1月 GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任 (現任) 2020年1月 GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director GFC(株)代表取締役 GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Managing Director GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. General Director GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director</p>	826,220株

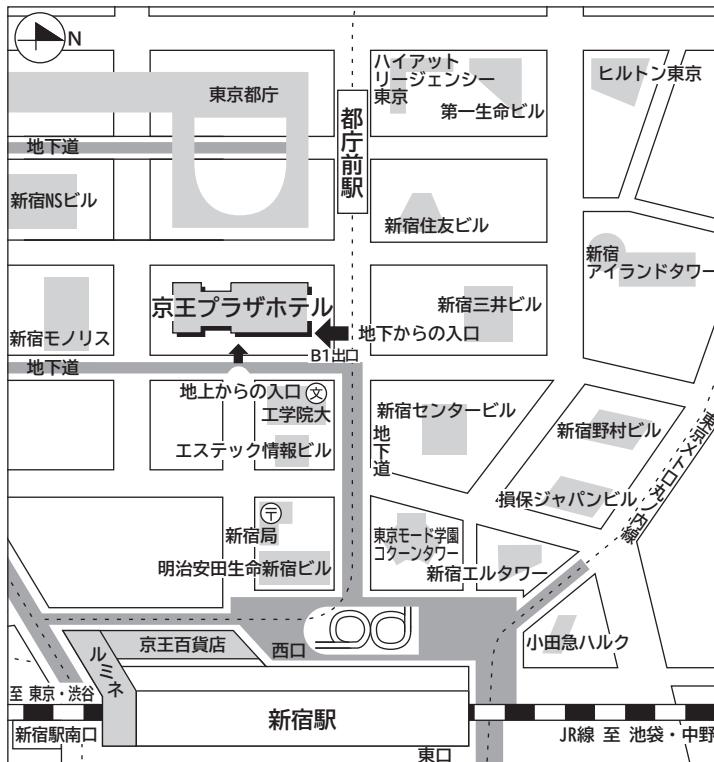
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>田 口 由香子 (1983年2月2日生)</p> <p>再 任</p>	<p>2001年4月 櫻ファイブフォックス入社 2008年3月 当社入社 2010年4月 当社業務推進事業部課長 2011年1月 当社取締役就任 2011年4月 当社コンサルティング事業部長 2015年1月 当社管理部長 2015年3月 GF CAPITAL PTE. LTD. Director就任 (現任) GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD. Director就任 (現任) 2017年5月 GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD. Director就任 (現任) 2018年4月 当社専務取締役管理本部長就任 (現任) 2019年1月 GF CONSULTING(THAILAND)CO., LTD. Director就任 (現任) 2019年3月 櫻M. I. T取締役就任 2022年10月 GF CAPITAL(VIETNAM)CO., LTD. Director就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) GF CAPITAL PTE. LTD. Director GF CAPITAL(THAILAND)CO., LTD. Director GF CAPITAL(VIETNAM)CO., LTD. Director GF CONSULTING(THAILAND)CO., LTD. Director</p>	175,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル本館42階「高尾」  
電話 (03)3344-0111(代表)



## 会場最寄駅

- 「新宿駅」西口から徒歩6分  
(JR線、京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線)  
新宿駅西口を出て都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物です。
- 「都庁前駅」B1出口よりすぐ  
(都営地下鉄大江戸線)  
改札を出てJR新宿方面に進みB1出口階段を上がってすぐ右側の建物です。